

綴 答 回 情 陳

(陳情第 55 号～第 76 号)

令和元年第 6 回 市議会委員会審査分

会 議 市 堺

目 次

陳情第 55号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 56号	竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について……	17
陳情第 57号	行政にかかる諸問題について……………	19
陳情第 58号	行政にかかる諸問題について……………	33
陳情第 59号	行政にかかる諸問題について……………	43
陳情第 60号	堺消防署について……………	53
陳情第 61号	児童発達支援センターの充実について……………	55
陳情第 62号	児童自立支援施設について……………	57
陳情第 63号	老人福祉センターについて……………	59
陳情第 64号	老人福祉センターについて……………	61
陳情第 65号	老人福祉センターについて……………	63
陳情第 66号	老人福祉センターについて……………	65
陳情第 67号	行政にかかる諸問題について……………	67
陳情第 68号	環境施策について……………	75
陳情第 69号	大和川高規格堤防整備事業について……………	77
陳情第 70号	公共交通について……………	79
陳情第 71号	障害児施策の充実について……………	81
陳情第 72号	放課後施策について……………	83
陳情第 73号	放課後施策について……………	85
陳情第 74号	放課後施策について……………	87
陳情第 75号	放課後施策について……………	89
陳情第 76号	放課後施策について……………	93

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第6項（企画部）

本市では、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を発揮し、地域全体で行政と連携・協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進しております。

今後も、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、大阪府内を含む先進自治体の情報収集等を進めてまいりたいと考えております。

第7項（広報部市政情報課・広報課）

市民と市長が対話できるような場については、これまでいろいろな機会を捉え、場を設けてまいりました。今後、対話の場についてより効果的な方法等を検討してまいります。

いつも「広報さかい」をご覧頂きありがとうございます。

「広報さかい」においては、限られた紙面の中で、市民の皆様に対して市政情報の効果的な発信に努めているところです。

そうした中で、市長のメッセージにつきましては、市政の運営方針をお示しする場合などに適時掲載してまいります。

第8項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）

カジノを含む統合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設をはじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテインメント施設などが一体となった複合集客施設です。

平成30年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立し、平成31年3月には、カジノ広告物の表示ルール等を盛り込んだ「IR実施法施行令」が閣議決定されました。

IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル等依存症や治安悪化などの課題も指摘されているところです。

現在、国において、来年1月に閣議決定予定の基本方針では、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響は、徹底的に排除する必要がある、と記載されています。また、大阪府・大阪府が今年11月に公表した実施方針案の中でも、国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とし、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、有効な対策を着実に実施する、とされています。

本市としましては、引き続き、これらの動向を注視してまいります。

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 9 項（行政部行政管理課・行革推進課）（財政局財政部財政課）

公の施設に係る指定管理者制度や事業委託については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、経費の削減のみではなく、住民サービスの向上を図ることを目的としており、市としては、これらの効果が見込める場合については、適切に導入を進めています。

また、指定管理者や受託事業者に対しては、適宜モニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うなど、適正な業務執行の確保に取り組んでいるところです。

今後とも、公の責任を果たしつつ、民間でできることは民間に任せ、効果的で効率的な行政運営を推進してまいります。

補助金については、社会経済情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、事業の公益性の観点から、交付を行っております。今後も予算編成等の機会を通じて、補助金の目的・効果・必要性等を検証してまいります。

第 1 0 項（行政部総務課）

自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第 9 7 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 1 1 9 条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第 1 号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。

本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙に掲載するなどの事務を行なっており、その一環として自衛隊大阪地方協力本部からの依頼に基づき、募集内容を市民に広く周知するため、堺市自治連合協議会に対し、自治会での回覧の協力を求めています。これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 1 項（選挙管理委員会事務局） 投票率の向上に向けて、各区のふれあいまつりでの啓発活動や高校等への出前授業の開催などの機会を通して投票参加意識の向上に努めているところです。また今年度実施の「選挙に関する意識調査」の結果等を活用し、よりよい執行管理や啓発事業に活かしていきます。 誰もが投票しやすい環境づくりは重要なことと考えており、現在 1 3 3 箇所全ての投票所では、段差解消や点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置しております。また障害者等の選挙権の権利行使を容易にできるよう指定都市選挙管理委員会連合会において、現在「要介護 5」としている郵便投票の対象者を「要介護 4」及び「要介護 3」全体に拡大するよう法改正要望に取り組んでいます。ただ投票所の増設については、その地域での立地状況や一定規模の施設の広さ、さらに急な選挙執行の際に借用可能か等課題があるので、引き続き検討を行って参ります。 また有権者の信用を失うことのないよう投票・開票の事務手順の改善を始め、事務従事者への説明会・打ち合わせ会等の場を通じて、指示・指導の徹底を行い、選挙の適正な管理執行を行って参ります。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（危機管理室危機管理課・防災課）			
本市では、国の予算や施策等について、堺市国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策の推進のため、橋梁耐震強化事業などのハード整備を中心に、国に対して提案・要望を実施しています。また、昨年度の一連の自然災害を受け、国に対して指定都市市長会の共同提案による災害復旧・復興等に関する財政措置の拡充や、関西広域連合、大阪府市長会として被災者生活再建支援法の適用要件の緩和の要望を実施しており、今後も引き続き要望してまいります。 なお、平成 3 0 年台風第 2 1 号では、大阪府独自の「被災者生活再建支援制度」が創設され、本市においても本制度を活用すべく予算措置を行い、生活基盤に被害を受けた方に生活支援金を交付する事業を実施し、被災された市民の皆様の生活再建を支援してきました。また、国においては、令和元年台風第 1 5 号の甚大な住宅被害を鑑み、本市がかねてより要望してきた住家の一部損壊被害への支援拡充が実施されたところです。本市の防災対策については、地震や風水害などの危機事象が発生した際の被害を最小限に留め、災害に強いまちづくりを進めるという基本的な考えのもと、防災対策を充実するとともに国、府、市の役割分担のもと連携体制の強化により、市民の皆様の安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。 また、今年度から土砂災害の影響がある地域の方々が、共助により避難している自治会館を市が指定緊急避難場所として指定を行う制度を堺市独自で創設しました。 今後もハザードマップの周知や地区防災計画作成など「地域の主体的な安全安心のまちづくり」を本市として支援してまいります。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 1 3 項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）

出張所については、区役所の前身である支所の開所にあわせて、平成 4 年から平成 1 2 年にかけて順次廃止しました。

平成 1 8 年の政令指定都市移行に伴い、支所は区役所となりましたが、区民の皆様身近な区役所では、日常業務におけるかかわりをはじめ、様々な機会を通じてご意見やご要望をいただいております。地域の声や実情を把握し、区域のまちづくりに反映するよう努めております。

また、区役所においては、身近な日常生活での問題や人権問題に関し、ご来庁いただかなくても電話にてご相談いただける市民相談窓口などの各種相談窓口を設けており、多様な声をいただいております。

今後も、市民の皆様との様々なかかわりを通じて声をお聞かせいただき、市政へ反映するよう努めてまいります。

第 1 4 項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課）

公民館は、社会教育法第 2 0 条に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置されております。なお、公民館増設の予定はございませんが、現在、公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。

地域会館や自治会館の管理運営につきましては、所有者である地元の校区自治連合会や単位自治会により自主的に行われており、維持管理に要する費用も地域によって様々な違いがある中、それぞれで利用料金の設定をされております。

本市におきましては、地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、「堺市地域会館整備費補助金制度」を設け、その活動拠点となる地域会館の整備に対して支援を行うとともに、地域会館の維持につきましても、「堺市地域会館大規模改修補助金制度」を設け、大規模な改修を行う際の支援を実施しておりますが、地域会館や自治会館の利用料金については、利用者の皆様にご負担いただくべきものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 5 項（人権部人権推進課） 本市においては、昭和 5 8 年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。 今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。 また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。 第 1 6 項（人権部人権推進課） 日本国憲法、中でも第 9 条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しております。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。 本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（生活福祉部国民健康保険課） 平成 3 0 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成 3 0 年度からの保険料率の統一などを定めました。 本市は、平成 2 9 年 1 1 月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料率の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。 さらに、本年 1 月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。 なお、大阪府国民健康保険運営方針では、平成 3 0 年度から令和 5 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、令和 2 年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応してまいります。 保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成 3 0 年度から府内統一基準に合わせて実施しています。			
第 1 8 項（健康部健康医療推進課） 本市のがん検診につきましては、平成 3 0 年 4 月 1 日から 2 年間を「受診促進強化期間」として、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの各種がん検診を対象として、自己負担額を無料としております。 平成 3 0 年度からは、無償化と合わせて、啓発イベントの実施など、受診勧奨の強化を行い、受診者数が増加してきているところです。無償化の拡充につきましては、受診者数の状況などを勘案し、検討してまいります。			

番 号	陳情第55号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第19項（長寿社会部長寿支援課）

人口減少と少子高齢化が急速に進展している今日においては、限りある資源や財源をより有効に活用しながら、持続的な発展をめざしていく必要があります。そうした中、本市の高齢者福祉施設においても、民間活力の効果的な活用や、今後施設に求められる役割や機能を踏まえたスペースや財源の適正配分などを通じて、時代に合った施設のあり方を見直していく必要があると考えております。老人福祉センターにつきましては、今日の社会的背景や、入浴事業の利用者の固定化や浴場設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、公平性のあり方についての観点や、限られたスペースや財源を適正に配分するという観点から、見直しを検討しています。

現在策定を進めている「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（案）」において、各センターの立地特性やニーズを踏まえつつ、高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を中心に機能を強化していくために、入浴事業を廃止し、限られたスペースや財源を配分していくとともに、高齢者だけでなく多世代による活用の可能性について検討していく、という案を示しておりますが、頂いたご意見なども踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。

第20項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害者支援課）

現状、高齢者の加齢性難聴の方への助成制度はございませんが、今後の社会状況や他市の動向について、必要に応じて調査・研究を行ってまいります。

なお、聴覚障害を原因とした身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補聴器の購入に要する費用を助成する制度がございます。

第21項（長寿社会部地域包括ケア推進課）（建設都市局住宅部住宅まちづくり課）

高齢者・低額所得者・障害者の方など、住宅確保に配慮を要する方々への居住支援として、不動産事業者等と連携した「住まい探し相談会」の実施や、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」における協力店一覧リストの掲載、「セーフティネット住宅情報提供システム」における住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供など、住まい探しでお困りの方が相談や確認ができる様々な体制を整えています。

介護支援については、介護保険制度を適切に運営しているほか、要支援の方などを対象とする総合事業では、従来と同様の基準の訪問型サービスに加え、多様な主体による生活援助サービスを実施しています。

また、一人暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、校区福祉委員会が実施するサロンなどの交流を図る場の運営や見守りが必要な方への訪問活動について、堺市社会福祉協議会を通じて支援しています。

そのほか、堺市高齢者見守りネットワーク事業として、堺市内の事業所に協力事業所として登録していただき、日常業務の範囲内で高齢者への見守りや声かけを行うとともに、安否に異変を感じた時には、地域包括支援センターなどの関係機関に連絡していただく、という事業を実施しており、一人暮らしの高齢者が安心して生活できる体制づくりを推進しています。

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 2 項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）

市では今年 1 0 月から実施している国の幼児教育・保育の無償化や市独自の多子軽減施策の実施も見込み、平成 3 0 年度から 4 年間で過去最大規模の 3, 6 0 0 人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。

待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきましたが、今後は市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用するなど、効果的な受け入れ枠の確保に努めていきます。

保育士への処遇改善については、国制度において、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。

また、本市独自の運営補助金では、国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上などの就業環境改善によって、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境づくりに努めています。

なお、国に対しては、保育士の抜本的な処遇改善を国の責務においても実施するよう要望しているところです。

今回の幼児教育・保育の無償化にあたり、国は副食費（食材料費）については、在宅で子育てする場合でも生じる費用であることや、義務教育の学校給食等でも自己負担となっていることなどから、保護者が直接負担することを基本としています。そのうえで、無償化が開始される前に比べ、世帯の負担が増加することがないように、年収 3 6 0 万円未満相当世帯などについて副食費を免除するとしています。

なお、現在、市独自に実施している第 2 子及び第 3 子以降の多子世帯保育料無償化の対象者については、今年度に限っては年度途中の急な制度変更になることに鑑み、特例的な対応として副食費の徴収を行いませんが、次年度以降は国の考え方も踏まえ、副食費の補助は行わない方針です。

公立認定こども園の民営化については、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、今後も市民サービスの維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。現在、公立として存続させる施設は 1 2 か所と公表しており、その他の施設は条件が整い次第、民営化を進めています。民営化後の民間施設では、低年齢児を中心とした受け入れ枠の拡大や老朽化した建物の改築、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されているところです。

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 3 項（児童自立支援施設整備室） 堺市立児童自立支援施設の整備計画の中断は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を大阪府に求めるなど、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討するとしたことによるものです。			

番 号	陳情第55号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第24項（商工労働部雇用推進課） 本市では、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消支援などに取り組んでいます。 また、「さかいJOBステーション」の「SAKAI JOB CLUB」では、全年齢の女性を含め就業中の方を対象として、働く上での相談対応を随時行うとともに、職場での人間関係を円滑にするためのコミュニケーションスキル向上などのセミナーや、働く仲間と情報交換しながら、仕事への意欲向上につなげる交流会を開催するなど、職場定着に向けた支援を行っています。 一方、企業に対しては、「ダイバーシティ経営戦略セミナー」などの実施を通じて、女性が活躍できる職場づくりを促しているところです。 今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労・職場定着支援に取り組んでいきます。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 5 項（交通部公共交通課）

少子化に伴う通勤通学利用の減少や運転者不足などにより全国的にバス路線の廃止が相次ぐなど、地域の公共交通を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

こうした中で本市は、6 5 歳以上の高齢者を対象としたおでかけ応援バスや鉄道駅やバス停から遠く既存の公共交通を利用し難い地域における乗合タクシーを実施することで、市民の移動手段の確保に努めています。

また、事業者と協力して、誰もが乗り降りしやすいノンステップバスやバスの運行状況がリアルタイムで分かるバスロケーションシステムの導入を促進するなど、路線バスの利便性向上に取り組んでいます。

市としましては、事業者と連携してより良い市民の移動手段の確保に努めていきます。

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 6 項（経営企画室）

水道法第 6 条第 2 項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的に経営させることが必要であるから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。

この趣旨を踏まえ、本市では、水道事業は、公益性・公共性の極めて高い事業であり、また、水の安全安心は、市民生活及び生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については、行政が責任を負うべきであると考えています。

一方、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。

このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。

民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。

今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給してまいります。

次に、福祉施設への料金負担軽減制度の廃止についてお答えします。

福祉等施設料金制度は、第一種社会福祉事業に位置付けられる入所型福祉施設の一部に対して、入所者数に応じて従量料金の負担を軽減するものです。昭和 5 0 年 1 1 月の料金改定において、従量料金に逦増制を導入したことで福祉施設における料金が急激に値上がりしたことを受け、経過措置として昭和 5 1 年 1 0 月に創設しました。

本制度は、創設から現在に至るまで相当期間が経過しているため、逦増制導入による、水道料金の急激な値上がりに対する負担軽減という制度創設当初の目的は達したものと考えます。

公営企業である水道事業では、独立採算性が原則とされており、水道サービスの利用者が、口径と使用水量に応じて支払う水道料金により、事業運営に必要な経費を賄います。そのため、同制度による減収分は、他の市民の皆さまの水道料金に転嫁されることとなります。

また、本制度では、入所型施設のうち、一部の施設のみを対象としていることから公平性の観点で課題があるほか、制度が適用される福祉施設では、制度上、入居者の施設利用料や一般部局からの措置費などに光熱水費が含まれており、福祉施設は水道料金に相当する利用料金の収入を得ているため、本制度の適用が重複となる点でも課題があります。

以上のことから、福祉等施設料金制度を廃止することとしました。

今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 7 項（総務部教育政策課）

本市では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念とした第 2 期未来をつくる堺教育プランに基づき、事務事業を推進しています。引き続き、子どもたちの育ちや学びを支える教育の充実に取り組んでいきます。

第 2 8 項（学校管理部保健給食課）

現在、本市の中学校では、選択制での学校給食を実施しています。

今後、全員喫食の導入に向け、安全・安心な中学校給食の提供を第一に、実施方法等について検討していきます。

なお、中学校給食費への就学援助の適用については、課題の一つであると認識しており、検討していきます。

また、給食費については、学校給食法に基づき、食材料費として保護者の方々からご負担いただいております。引き続き、子どもたちに必要な栄養価を充足するとともに、安全・安心で栄養バランスのよい給食の提供に努めますので、ご理解願います。

第 2 9 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。

事業者の選定にあたっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定しています。

委託契約においては、単年度での契約が原則となっていますが、本事業の委託契約は、事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在 3 年間としています。

なお、指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。

第 3 0 項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課）

平成 2 9 年度から本市では、権限移譲に伴い、小学校 3 年生から 6 年生までの一学級 3 8 人を超える学年に対して教員の加配措置を行い、学校が、児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを選択できる「堺方式少人数教育」を実施しています。

中学校では、習熟度別少人数指導加配として各校に 1 ～ 3 名教員を配置し、2 学年以上もしくは 2 教科以上で少人数指導に取り組んでいます。

学校の状況に応じて校長が加配教員の役割を検討し選択できる制度にすることで、今まで以上に学校の状況に応じたきめ細かな指導の充实在図れると考えています。

本市としましては、学校教育の一層の充実に図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望します。

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 3 1 項（学校教育部生徒指導課・学校指導課）

チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保するため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しています。

また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果を分析・検証することにより、授業改善等に向け、学力向上の取組を実施しています。

第 3 2 項（学校管理部教育環境整備推進室）

平成 1 9 年度に策定した「堺市幼児教育基本方針」の改定に取り組んでおり、今後、さらなる少子化の進展、教育・保育ニーズの多様化などに対応しつつ、本市全体の子育てサービスや幼児教育の充実が図られる手法を検討しています。

第 3 3 項（学校管理部施設課）

本市では、すべての小・中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置してきました。

体育館やエアコンが未設置の特別教室については、施設整備の課題の一つと認識しており、各学校での使用状況や国の動向、他市の状況などについて調査研究しています。

番 号	陳情第56号
件 名	竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月18日
(審査結果) 本市議会では、本年6月21日の本会議（臨時会）において、地方自治法第100条に規定する調査権を付与された特別委員会（いわゆる「百条委員会」）を設置する「竹山修身前市長の政治資金問題等の調査に関する決議」が全会一致で可決され、本委員会が設置されました。 本委員会の調査事項については、「竹山修身前市長の堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項」となっております。 本委員会の調査については、堺市選挙管理委員会の行政執行の監視監督の前提として、平成29年9月24日に執行された堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告が公職選挙法の本旨に則り、適正に行われていたかを調査するものであり、当該堺市長選挙運動費用収支報告の、本選挙にかかる収支の報告が適正に行われていたかを知るために、竹山修身前市長の本選挙にかかる収入及び支出の実際について、関係者に証言を求めることを本委員会が決定したところです。 さらに、当該堺市長選挙運動費用収支報告の内容は、関連する政治団体の政治資金収支報告の内容と密接な関連性・連続性を有するものであり、その記載内容の真実性及び正確性を調査するためには、これらの政治団体の政治資金収支報告書も調査対象とする必要があると考え、その調査に必要な範囲で、大阪府選挙管理委員会に提出された「竹山おさみ連合後援会」、「21世紀フェニックス都市を創造する会」及び「堺はひとつ笑顔でつながる市民の会」の政治資金収支報告書の内容を調査するための基礎資料として、あるはずの記録の提出を求めているところです。 以上のことから、本委員会の調査事項の調査及び、これまでの本委員会の活動の一切は、地方自治法第100条の調査権の範囲内で行われ、また、現在も調査が行われているところです。 なお、本委員会の会議の内容については、参考までに会議録を送付しますので、ご覧ください。また、堺市議会ホームページからインターネット生中継、録画中継（会議の翌日から概ね3日後）及び会議録を検索してご覧いただくこともでき、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等でも会議録をご覧いただくことができます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第57号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月18日
(審査結果) 第1項 竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会（いわゆる百条委員会）については、会議を傍聴していただけるとともに、インターネットで生中継をご覧いただくことができます。また、会議の翌日から概ね3日後（土・日・祝日を除く）には、録画中継をご覧いただくことができます。 あわせて、会議の内容については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録をご覧いただくことができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただくこともできます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。 第2項 本市議会では、堺市議会政務活動費の交付に関する条例及び同施行規則を定めるほか、その用途にかかる透明性を確保するため「政務活動費の運用指針」を策定しております。 また、学識経験者から「堺市議会政務活動費検査員」を選任し、会派及び議員から提出される収支報告書等書類の検査を実施するとともに、必要に応じて、随時運用指針の改正を行っております。 今後も必要に応じて、議会力向上会議で協議をするなど、政務活動費の適正な運用に努めてまいります。 なお、政治資金にかかる事務については、大阪府の事務の範囲にあると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 項（企画部・ニュータウン地域再生室）（南区役所企画総務課） SDG s 未来都市である本市は、子育て、健康福祉、文化観光、産業、環境、人権、防災など、あらゆる分野においてSDG s を推進しており、その中でも住み続けることのできるまちづくりの取組として泉北ニュータウンの再生を位置付けています。 泉北ニュータウンにおいては、駅前広場再整備、近隣センター再生、住まいアシスト事業、健康寿命延伸産業創出コンソーシアム事業、買い物困難者支援事業などを通じて、泉北ニュータウン全体を多様な世代が集い、住み続けることのできる持続可能なまちの実現に向けた取組を進めていくことで、南区の活性化に努めてまいります。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（行政部行革推進課） 本市では、平成 3 0 年度から令和 2 年度を計画期間とする「第 3 期行財政改革プログラム」に基づき、本市の持続的な発展に向けた「質の高い公共サービスの実現」と「弾力的な行財政基盤の構築」を目的として、行財政改革に取り組んでいるところです。 今後も、絶えず行財政改革に取り組み、より効果的・効率的な行財政運営を推進してまいります。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 5 項（危機管理室危機管理課）（各区役所企画総務課・自治推進課） 大規模災害時の消火・救助・救急活動については、堺市地域防災計画において市（危機管理室・区役所・消防局）、府警察、堺海上保安署及び自衛隊が、情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に実施するとしています。 また、区災害対策本部では、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、市災害対策本部及び関係機関と連携をとり、救護班を編成し、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、応急救護にあたることとしています。 緊急物資の供給に関しては、避難所の開設が長期間に及び、継続的に支援物資等を供給する必要が生じると想定される場合は、危機管理センター内に物資供給チームを設置し、区災害対策本部からの避難所等の情報に基づき、府、協定企業等への物資の要請や配送計画に基づき民間事業者等と連携し、物資配送拠点で物資集積、仕分けを行うとともに、避難所等へ飲食料や物資を供給することとしています。 南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した際の応急活動においては、市民一人ひとりが自らの命を自ら守る「自助」と隣近所や地域の皆さままでお互いに助け合う「共助」と上記のように行政が行う「公助」の適切な役割分担と連携が重要となります。 本市では「公助」の取組を着実に進めるとともに、市民の皆さまの「自助」「共助」の理解や取組を推進してまいります。			

番 号	陳情第57号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第6項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課） 各区では、幅広い区民の声を反映し、区民との協働・参画によるまちづくりを推進するため、区民評議会委員の選定にあたっては、男女比や年齢層、区域在住・在勤・在学などのバランスにも十分に配慮しており、大学生や子育て世代をはじめ、幅広い世代の方々に参画していただいております。 また、区民評議会では、「子育て世代が住みやすい地域づくり」や「地域のつながり強化」など、各区の課題や特色に応じた諮問事項について調査審議が行われ、その答申等に基づき、いくつもの事業を実現してきているところです。 今後も、区民との協働・参画により、区域の課題解決や特色に応じたまちづくりを推進できるよう、努めてまいります。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（子ども青少年育成部子ども企画課） 本市では平成 2 7 年 3 月に、「子どもの健やかな育ちの推進」と「地域と保護者がともに子どもの成長を喜びあえる環境の実現」を基本理念とした「子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 2 7 年度～令和元年度）を策定し、本計画に基づき、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れめのない子育て支援の充実に取り組んでいます。 なお、令和 2 年度以降は、令和 2 年度を始期とする後継計画（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）を、市民公募委員や学識経験者等で構成する附属機関、パブリックコメントなどで頂いた幅広い意見を踏まえて策定し、引き続き子育て支援施策をさまざまな分野にわたり総合的に推進していきます。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（観光部観光推進課） 堺市では、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を機に、二次交通手段の確保と市内観光スポットへの周遊促進を図るため、堺東・堺駅と仁徳天皇陵古墳前を結ぶ「世界遺産・仁徳天皇陵古墳シャトルバス」を南海バス株式会社と試験的に運行しております。 また、市内の観光案内所で観光レンタサイクルを、堺東駅、堺駅、中百舌鳥駅などの駅前でコミュニティサイクルの貸し出しを行うなど、二次交通手段の充実も図っております。 あわせて、観光案内所では百舌鳥古墳群をはじめ、環濠エリアにおける神社仏閣、伝統産業などの観光情報を発信し、市内の周遊促進に取り組んでいます。 今後は、大仙公園エリアにおいて、さらなる飲食・物販施設の充実にも取り組み、増加する観光来訪者が快適に楽しく滞在することができる環境整備に取り組んでいきます。 第 9 項（世界文化遺産推進室・観光部観光企画課） 世界遺産百舌鳥・古市古墳群を末永く継承するためには、古墳群の価値を、市民をはじめ多くの方に理解していただく必要があると考えており、既存の大仙公園レストハウスを活用するとともに、堺市博物館の展示を充実させることで、古墳群の価値や魅力を伝えるためのガイドンス機能を整備します。 また、現在のところ、市内を離発着するヘリコプター遊覧飛行は実施されていませんが、実施にあたっては、地域の皆さまにご理解いただく必要があると考えており、関係機関とも協議のうえ、飛行回数やルート、高度など、適切なルールを検討します。 今後も、より多くの方に古墳群の雄大さ、その魅力、価値を知っていただけるような取組を進めていきます。			

番 号	陳情第57号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第10項（環境保全部環境共生課） 本市では、平成27年3月に市内において絶滅が危惧される種や生態系に被害を及ぼす外来種をそれぞれ選定し、「堺市レッドリスト」等のとりまとめを行いました。これらのリストについては、公表から年数が経過していることから、令和元年度、令和2年度の2か年をかけ、現状に則した改訂版を取りまとめる予定です。 また、生物多様性・堺戦略は、平成25年3月に策定し、計画期間を令和4年度までの10年間としていることから、令和4年度に次期計画の策定を検討する予定です。 今後も同戦略に基づき、各種施策を推進します。			
第11項（環境事業部資源循環推進課） ごみの4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本とし、広報さかいやホームページ、ごみ減量出前講座、ポスター展やイベント出展等において、市民の意識改革につながる啓発活動を行っています。 特に4Rの中でも優先度の高いリフューズからリデュース、リユース、リサイクルと順に取り組んでいただくよう啓発しているところであり、引き続き実施してまいります。 また、ごみの減量化施策における具体的な取り組みとして、マイバッグ携帯キャンペーンによるレジ袋削減の推進、家庭ごみの各種分別収集、自治会などによる古紙類の集団回収の推奨や使用済小型家電の回収・リサイクルを実施しております。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（商工労働部） 本事業は、国が示している実施要領等に基づき実施しております。とりわけ住民に向けての広報活動については、国が示す「プレミアム商品券事業における広報の基本方針」によるものとされております。 プレミアム付商品券が使えるお店（取扱店舗）の周知については、ホームページの構築、コールセンターの開設、利用者への周知用の使用可能店舗リストの作成などにより行うこととされています。 本市では、引き続き適正な事業の実施を行っていくとともに、利用者にわかりやすい周知に努めてまいります。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（都市計画部都市計画課・都市再生部都心まちづくり課・交通部交通政策課） 本市の中心市街地においては、平成 2 7 年 3 月に策定した「堺市中心市街地活性化基本計画」にもとづき、堺東駅周辺では、フェニーチェ堺やジョルノビルの再開発事業、博愛ビル活用事業、堺駅周辺では大浜北町市有地活用事業や大浜体育館建て替え事業などのハード整備を進めてきたところです。 ソフト面でも、M i n a さかい市民交流広場を活用したイベントや地域主体の取り組みが行われるなど、ハード・ソフト両面から中心市街地の活性化に取り組んでいます。 また、歩いて楽しい空間については、堺東駅周辺のフェニーチェ堺やM i n a さかい市民交流広場、ジョルノビルの再開発事業などの拠点整備にあわせて、再開発事業に伴う堺東駅前で のペデストリアンデッキの改修・再整備や、フェニーチェ堺へ至るアクセスルート整備などによる回遊性の向上に取り組んでいます。 これらの拠点整備と回遊を促す周辺整備により、歩いて楽しい空間を創出し、活性化につなげてまいります。 また本市では、公共交通の維持・向上を図るべく、既存の鉄軌道や路線バス網の利便性向上とともに、都心をはじめとする各拠点の機能集積等の動向を見据えながら、それらをどのようにつなぐかを検討し、大阪モノレールの延伸による広域ネットワークの形成、東西交通を含む公共交通網の充実・強化に取り組んでまいります。 なお、本市では現在、2 0 年後の本市の将来イメージを共有するため、堺グランドデザイン 2 0 4 0 の検討を進めており、堺東や堺駅周辺、泉ヶ丘などの各拠点において、子育て世代などが、住み続けたい・住みたくなるまちづくりについて検討してまいります。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 4 項（公園緑地部公園監理課） 田園公園及び三原公園の土地の一部売却にあたっては、2 者の不動産鑑定会社へ土地価格の鑑定を依頼し、土地の経済価値及び流通性の観点からそれぞれの土地の最も有効な使い方等を勘案し、適正に価格を設定しました。 また、不動産鑑定士が鑑定した価格については堺市財産規則第 6 条に則り、不動産の処分の妥当性について堺市不動産審査委員会の審査を受け、必要な事項を審議し売却価格を決定しています。 第 1 5 項（公園緑地部公園緑地整備課） 原山公園については、令和 2 年 7 月の屋外プールのオープンに向けて、現在公園全体の再整備をすすめているところであり、施設規模は、最近の泉ヶ丘プールの利用状況等をふまえたものとなっています。 屋外プールの駐車場対策については、来園車両の分散化と梅・美木多駅周辺の既存駐車場を有効活用する観点から、原山公園内に駐車場を整備するとともに、梅・美木多駅南側にも駐車場を新設するなど、来園者の駐車台数の確保を進めています。 駅からプールまでの間は、高齢者や障害者の方々の通行に配慮し、必要に応じてバリアフリー化などの整備をすすめています。なお、現在整備工事中原山公園内の緑道については、子どもや女性が安心して通行ができるよう、勾配をゆるく、見通しを良くする等の改良工事をすすめております。 原山公園の屋外プール施設のオープン期間外の有効活用については、維持管理運営を行う事業者と協議を行っているところです。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 6 項（水道部水道建設管理課） 水道工事では、やむを得ず一部家屋を断水させて施工する必要があります。その際、お客さまへの影響を考慮し、使用水量が少ない時間帯に断水を実施します。また、断水の広報については、以下のとおり実施します。 工事着工前（断水する 2 週間以上前）に、「工事のため断水する場合には、事前に広報ビラ等によりお知らせする」旨を記載した「水道工事のお知らせ」を自治会に配布し、回覧等によりお客さまにお知らせします。 次に、断水する日時が決まり次第、上下水道局ホームページに掲載するとともに、日時等を記載した広報ビラを断水する家屋のお客さまに配布します。なお、断水する日時が工事の進捗や天候に左右されること、また、ビラを配布してから日にちが経過すると、お客さまが失念されるおそれがあることを考慮し、数日前に、お客さまに再度お知らせすることとしていますので、ご理解、ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。			

番 号	陳情第57号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第17項（総務部教育政策課） 本市では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念とした第2期未来をつくる堺教育プランに基づき、事務事業を推進しています。引き続き、子どもたちの育ちや学びを支える教育の充実に取り組んでいきます。 第17項（1）（学校教育部支援教育課） 国において、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が進められており、本市においても、支援学級在籍児童生徒が、通常の学級で学ぶ「交流および共同学習」に、それぞれの児童生徒の状況に応じて取り組んでいます。合わせて、支援学校在籍児童生徒が小学校や中学校で交流を行う、居住地校交流も、それぞれの児童生徒や各学校の状況に応じて実施しています。 第17項（2）（学校管理部保健給食課） 学校給食における栄養量は、学校給食法第8条第1項の規定に基づき「学校給食摂取基準」として示されています。 今後も、児童生徒の健康の保持増進のため、適正な栄養量を提供します。 第17項（3）（4）（5）（学校教育部生徒指導課） いじめを認知した学校は、いじめを受けた子どもや保護者に寄り添うとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、学校いじめ防止等対策委員会を開くことにより、教職員間で情報共有し、教職員が一人で抱え込むことなく組織的に対応することとなっています。 また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携し、チーム学校としていじめの解決に向けて取り組んでいます。			

番 号	陳情第 5 8 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	1 2 月 1 8 日
(審査結果) 第 1 項 本市議会では、令和元年 6 月 2 1 日に竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会が設置され、堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項について調査を行っております。 当委員会において、竹山前市長及び平成 2 9 年 9 月 2 4 日に執行された堺市長選挙運動費用収支報告の出納責任者を、それぞれ証人として出頭を求めることを決定し、証人尋問を行う予定でありましたが、指定した日時に両氏はいずれも出頭しなかったため、両氏に対し再出頭を求めることを決定しております。 なお、会議の内容については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録をご覧いただくことができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただくこともできます。 第 2 項 本市議会では、堺市議会政務活動費の交付に関する条例及び同施行規則を定めるほか、その用途にかかる透明性を確保するため「政務活動費の運用指針」を策定しております。 また、学識経験者から「堺市議会政務活動費検査員」を選任し、会派及び議員から提出される収支報告書等書類の検査を実施するとともに、必要に応じて、随時運用指針の改正を行っております。 今後にも必要に応じて、議会力向上会議で協議をするなど、政務活動費の適正な運用に努めてまいります。 なお、政治資金収支報告書にかかる事務については、大阪府の事務の範囲にあると考えておりますので、あわせてご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第58号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第3項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）（教育委員会事務局総務部教育政策課） カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設をはじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテインメント施設などが一体となった複合集客施設です。 平成30年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立し、平成31年3月には、カジノ広告物の表示ルール等を盛り込んだ「IR実施法施行令」が閣議決定されました。 IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル等依存症や治安悪化などの課題も指摘されているところです。 現在、国において、来年1月に閣議決定予定の基本方針では、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響は、徹底的に排除する必要がある、と記載されています。また、大阪府・大阪府が今年11月に公表した実施方針案の中でも、国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とし、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、有効な対策を着実に実施する、とされています。 本市としましては、引き続き、これらの動向を注視してまいります。			

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 4 項（行政部情報化推進課）

マイナンバー法やマイナンバーを利用する各事務制度の根拠法の政省令などにより、各窓口
に提出される申告書や届出書等の書類にマイナンバー・法人番号を記載することが義務付けら
れる手続きにおいても、記載されないことにより書類を不受理とすることは定められていま
せん。

窓口での対応としましては、書類などにマイナンバーを記載することが各制度における法的
な義務がある場合においてはその旨を説明し、記載を求めます。それでも記載がない場合は、
マイナンバー法第 1 4 条第 2 項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などによりマイナン
バーを確認します。

引き続き、マイナンバー法をはじめ、各種法令等について適切な運用を行ってまいります。

第 5 項（人事部人材開発課）（財政局契約部調達課）

日本国憲法には、公務員は全体の奉仕者であると規定されています。このことを念頭に市政
や業務にあたることは堺市職員として当然のことであり、公務員倫理研修を通じてその徹底を
図っています。さらに、憲法に定める国民の権利や義務を十分に踏まえたうえで、日々の業務
にあたるよう法律研修や人権研修も実施しております。今後も引き続き職員研修を充実させ、
日本国憲法への理解を深め、市政や業務に活かせるよう努めてまいります。

また、本市が発注する業務委託契約においては、日本国の法令遵守について契約書に明記し
ており、受託者に対し、引き続き関係法令の遵守を徹底してまいります。

番 号	陳情第58号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第6項（税務部税制課）

消費税率（国・地方）引上げによる増収分は、社会保障・税一体改革により、子育て、医療、介護、年金などの社会保障の充実に充てられます。消費税率引上げと同時に、3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化と低所得の年金生活者への支援給付金制度が始まり、全世代型の社会保障制度改革が動き出しました。

消費税率引上げによる経済への影響には、令和元年10月4日の所信表明演説で、十二分の対策を講じ、国内消費をしっかりと下支えすることで、経済の好循環を確保すると、安倍総理大臣は表明しています。

地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から国に増税見直しの意見を申し入れるべきではないと考えております。

第7項（契約部契約課・調達課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）

本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件において、規模や難易度等によっては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。

このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、公共工事における市内中小企業の受注機会の確保という目的を充足することができるものと考えます。

なお、陳情事項にもあります、災害時の迅速な対応につきましては、応急復旧工事等の発注が、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に規定されている「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に基づき、随意契約により契約することができることとなっていることを踏まえ、目的や状況に応じて柔軟に対応しております。

今後も、引き続きよりよい制度の運用に努めていきます。

第8項（税務部税制課）

所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。

青色申告書を提出した場合は、所得税法第57条に基づき、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。

所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えております。

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 9 項（危機管理室危機管理課）（産業振興局商工労働部ものづくり支援課）

被災者支援に関しては、被災者生活再建支援法に基づき、広域的な均衡ある復興の観点から、国による支援が行われます。災害に係る住家の被害認定については、内閣府が示す標準的な調査方法及び認定基準運用指針のもと、市町村が罹災証明を行うこととなっており、適切な対応を実施しているところです。本市では被害の状況に応じ、市税や国民健康保険料、介護保険料などの減免や徴収猶予、みなし仮設住宅の提供等を実施します。また、災害救助法が適用されない場合においても本市独自の「堺市応急救助要綱」に基づき、住家の全半壊被害を受けた方に対し、見舞金の支給制度があります。

なお、平成 3 0 年台風第 2 1 号では、大阪府独自の「被災者生活再建支援制度」が創設され、本市においても本制度を活用すべく予算措置を行い、生活基盤に被害を受けた方に生活支援金を交付する事業を実施し、被災された市民の皆様の生活再建を支援してきました。また、国においては、令和元年台風第 1 5 号の甚大な住宅被害を鑑み、本市がかねてより要望してきた住家の一部損壊被害への支援拡充が実施されたところです。

また、平成 3 0 年台風第 2 1 号により被害を受けた中小企業者に対しては、引き続き相談窓口を設け、資金繰り等に関する相談を受け付けるとともに、セーフティネット保証 4 号の認定業務も行っております。併せて、相談窓口では、堺市制度融資に加え、必要に応じ、他団体が行う融資も案内する等、台風被害を受けた中小企業者の円滑な資金調達に向け、取り組んでいるところです。

本市の被災者支援については、国、府、市の役割分担のもと、連携体制の強化により、取組を進めてまいります。

番 号	陳情第58号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第10項（生活福祉部国民健康保険課） 平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。 本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料率の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。 さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。 また、平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化（広域化）に伴い、毎年約1,700億円の公費拡充が行われることとなっていますが、国民健康保険制度の財政基盤は依然として脆弱で不安定であるため、本市としては、更なる公費拡充によって、国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しているところです。 なお、大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、令和2年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応してまいります。			
第11項（生活福祉部国民健康保険課） 国民健康保険料については、世帯の所得及び人数等に応じて賦課しているところであり、一定額以下の所得の世帯については、保険料の軽減を行っています。さらに、災害、失業等により生活が著しく困難となった世帯に対して減免制度を設け、申請により保険料の減免を行っています。換価の猶予申請書は、申出があった際にご利用いただけるよう、区役所窓口にて備えています。延滞金については、災害による損害、事業の休廃止、失業など、堺市国民健康保険条例施行規則に定める一定の要件に該当し、延滞金の納付が困難であると認められるときは、申請により減免を行っています。 なお、保険料及び一部負担金の減免については、本市では、平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。 市民への周知については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口でも丁寧に制度説明を行うよう努めています。			

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（生活福祉部国民健康保険課） 資格証明書及び短期被保険者証については、法令の規定に基づいて適正に発行していますが、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、適切に対応しています。			

番 号	陳情第58号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第13項（商工労働部産業政策課） 市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。 小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。併せて、堺市ホームページのほか「中小企業経営支援ガイドブック」の配布や「中小企業のための支援制度説明会」の実施により、各種施策の周知を図っています。 また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。 今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。			
第14項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課） 本市において家族経営などの小規模企業は、市内全事業所のうち約7割を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。 そこで本市では、小規模企業に対し、各種経営相談や大阪府との連携による無担保融資の実施など、きめ細かな支援を講じております。さらに、「事業承継支援事業」では、金融機関と連携して将来的な事業承継に向けた準備を促すためのセミナーや個別相談会を開催することで、スムーズな事業承継を促し、市内企業の持続的な経営の実現をめざしております。 また、生産性向上特別措置法に基づき、一定の要件を満たした場合、導入した先端設備の固定資産税が3年間ゼロになる等の特例措置がある「先端設備等導入計画」の認定を昨年6月より実施しています。 認定の対象者は個人事業主を含む中小企業者で、業種の指定がなく、幅広い事業者が利用できます。また、認定を受けた事業者は、国のものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の補助率の優遇や優先採択を受けることができます。 本制度は、先端設備等の導入により生産性の向上をめざす事業者の方に広く活用いただいている状況であり、令和元年10月末現在、229者の計画を認定しています。 今後とも小規模企業の持続的な発展に向けて、振興施策の強化に努めてまいります。			

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 5 項（商工労働部産業政策課） 小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度について、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。			

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 6 項（総務部学務課） 就学援助については、厳しい財政状況が予想される中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施していますので、ご理解をお願いいたします。			

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（企画部） 本市は、大阪府及び大阪市との連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略の検討等を進めることで、堺の成長につなげることを目的に、「副首都推進本部」に参画しています。 ただし、新たな大都市制度、いわゆる「大阪都構想」の協議は、大阪府・大阪市の間で行うこととなっており、堺市は参加いたしません。 第 2 項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局商工労働部産業政策課） カジノを含む総合型リゾート（ＩＲ）は、国際会議場や展示場等のＭＩＣＥ施設をはじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテインメント施設などが一体となった複合集客施設です。 平成 3 0 年 7 月、ＩＲを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（ＩＲ実施法）」が成立し、平成 3 1 年 3 月には、カジノ広告物の表示ルール等を盛り込んだ「ＩＲ実施法施行令」が閣議決定されました。 現在、国において、基本方針が来年 1 月に閣議決定される予定であり、大阪府・大阪市のにおいても、今年 1 1 月に実施方針案を公表したところです。 本市としましては、引き続き、これらの動向を注視してまいります。 第 3 項（ニュータウン地域再生室） 近畿大学医学部等の開設を見据えて、本市では、歩行者通行環境の整備や円滑な自動車交通に向けた交差点改良、利便性向上に向けた田園公園及び三原公園の再整備などを行います。 当該地域では、今後、近畿大学・大阪府・堺市による工事が輻輳することが予想されることから、地域住民の安全を確保するため、工事車両の台数や通行ルートなどに関して本市が中心となって近畿大学や大阪府と調整を行います。地域住民への説明についても、近畿大学、大阪府、本市の 3 者が協力して実施いたします。 また、田園公園及び三原公園の再整備については、現在、地域住民が参加するワークショップなどを通じ、地域住民のご意見を聞きながら取組を進めているところであり、今後とも地域住民のご意見を聞きながら事業を進めてまいります。			

番 号	陳情第59号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第4項（ニュータウン地域再生室）

大蓮公園及び旧泉北すえむら資料館につきましては、Park - PFI制度（民間活力の導入）を活用し、来春のオープンをめざし、カフェや私立図書館、キャンプサイト、バーベキュー施設などを整備しています。

キャンプサイト等の設置に関しましては、地元自治連合会等にご説明を行い、地域住民のご理解に努めてまいりました。また、開設後の運営にあたりましては、周辺住宅に騒音など悪影響が及ばない運営方法について運営事業者に指導及び管理監督を行います。

泉ヶ丘公園につきましては、ビッグバンとの一体的な活用について検討しており、現在、大阪府と譲渡の時期等について協議を進めています。活用につきましては、民間活力を導入するとともに、大蓮公園での取組などとの相乗効果を図り、「泉ヶ丘エリア」全体の魅力向上につながるよう住民のご意見も聞きながら、取組を進めてまいります。

また、泉ヶ丘公園にある須恵器の窯跡につきましては、地域の貴重な資産との認識の下、公園整備計画を検討する中で、窯跡の保護や調査の記録保存等適切な対応をしてまいります。

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 5 項（選挙管理委員会事務局） 投票所については、選挙人の利便を図り、併せて投票管理事務の合理化を促進するため、交通の利便性や地域の特性を考慮して設定しております。 しかしながら、選挙の種類によっては、最大 4 票、便乗選挙があればさらに票数が増える可能性があり、継続的に投票所として使用するために、一定の施設の面積を確保するとともに、周辺の道路状況等も勘案し、小学校の体育館等を使用している投票所もございます。現在 1 3 3 箇所全ての投票所においては、段差解消や点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置し、誰もが投票しやすい環境づくりに努めているところです。 現行の投票所についても、地域のご理解ご協力のもと設置させていただいているもので、今後とも地域の方々のご意見を伺いながらよりよい投票環境の整備を図っていきます。			

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 6 項（人権部人権推進課）

本市では、非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、これまでも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。

今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市としましては、今後とも引き続き、非核平和施策の趣旨に沿った取組について、精査のうえ後援や協力を行ってまいります。

また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（長寿社会部長寿支援課）			
人口減少と少子高齢化が急速に進展している今日においては、限りある資源や財源をより有効に活用しながら、持続的な発展をめざしていく必要があります。そうした中、本市の高齢者福祉施設においても、民間活力の効果的な活用や、今後施設に求められる役割や機能を踏まえたスペースや財源の適正配分などを通じて、時代に合った施設のあり方を見直していく必要があると考えております。老人福祉センターにつきましては、今日の社会的背景や、入浴事業の利用者の固定化や浴場設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、公平性のあり方についての観点や、限られたスペースや財源を適正に配分するという観点から、見直しを検討しています。 現在策定を進めている「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（案）」において、各センターの立地特性やニーズを踏まえつつ、高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を中心に機能を強化していくために、入浴事業を廃止し、限られたスペースや財源を配分していくとともに、高齢者だけでなく多世代による活用の可能性について検討していく、という案を示しておりますが、頂いたご意見なども踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。			
第 8 項（健康部健康医療推進課）			
本市のがん検診につきましては、平成 3 0 年 4 月 1 日から 2 年間を「受診促進強化期間」として、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの各種がん検診を対象として、自己負担額を無料としております。 成人歯科検診につきましては、今年度より対象年齢を拡大し、7 1 歳から 7 4 歳までの市民を対象に口腔機能チェックを含めた歯科検診を実施しており、この年齢の方には、令和 3 年 3 月末までの期間、無償で受診していただけるようにしております。 この機会に、これまで検診に関心が薄かった方など、多くの市民に受診をしていただき、以後の定期的な受診につなげてまいりたいと考えております。 無償化の拡充につきましては、受診者数の状況などを勘案し、検討してまいります。 今後も、これらの事業を含め、市民の健康寿命の延伸に向けた取組を総合的に進めてまいります。			

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第9項（児童自立支援施設整備室） 堺市立児童自立支援施設の整備計画の中断は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を大阪府に求めるなど、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討するとしたことによるものです。			

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（交通部公共交通課） ご要望について、南海バス（株）にお伝えしたところ、「当該路線の榑・美木多駅経由化につきましては、経路変更による所要時分・人件費の増加が見込まれる一方、これを補うだけの収益見込みにおいて不透明な要素が大きいことと、光明池エリア～泉ヶ丘駅の速達性が低下し、当路線の長所が損なわれる恐れがあることから、現段階では榑・美木多駅経由への変更予定はございません。しかしながら、この度お寄せいただきましたご意見につきましては、今後の事業計画変更時の参考とさせていただく所存でございます。」との回答がありました。 市としましては、ニュータウン地域の活性化の進捗やバス需要の動向を見据えながら、事業者路線バスの利便性向上を働きかけていきます。			

番 号	陳情第59号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第11項（土木部南部地域整備事務所） ご要望の歩道改良については、すでに要望を頂いており、現在、歩道改修に向けての調整を進めているところです。 ご指摘の堺西高校との間にある溝及び段差については、溝の蓋かけなどの検討を進めており、高校敷地との段差解消も含め一体的な歩道整備を進めるべく大阪府教育庁と協議を行っているところです。 併せて、正門側の歩道に植えられている樹木を撤去し歩行空間を広げることについても検討しているところです。 今後、これらの調整結果を踏まえ、早期に歩道改良が実現できるよう、現地測量及び詳細設計を進めてまいります。			

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 1 2 項（学校管理部施設課）

本市では、すべての小・中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置してきました。

体育館やエアコンが未設置の特別教室については、施設整備の課題の一つと認識しており、各学校での使用状況や国の動向、他市の状況などについて調査研究しています。

第 1 3 項（中央図書館総務課）

開館時間については、各区の図書館と分館の利便性の向上や費用対効果も含めて、他市事例などを研究していきます。

また、図書館の管理運営手法については、図書館の役割である図書館サービスの安定性や継続性について、行政サービスとしての質を担保するという前提のもとに、指定管理者制度を含めたアウトソーシングによる運営についても研究していきます。

第 1 4 項（学校管理部保健給食課）

現在、本市の中学校では、選択制での学校給食を実施しています。

今後、全員喫食の導入に向け、安全・安心な中学校給食の提供を第一に、実施方法等について検討していきます。

また、給食費については、学校給食法に基づき、食材料費として保護者の方々からご負担いただいております。引き続き、子どもたちに必要な栄養価を充足するとともに、安全・安心で栄養バランスのよい給食の提供に努めますので、ご理解願います。

番 号	陳情第60号	所管局	消防局
件 名	堺消防署について		
第1項（総務部総務課） 現在の堺消防署は、昭和43年の建設から50年が経過し、老朽化が著しく、また、敷地面積が狭く、訓練施設がないことから敷地内において限られた訓練しかできない状況です。 消防は、日頃の火災・救急・救助事案などに迅速に対応し、市民の安全・安心を守る使命を負っていることから、平常時の災害事案に対し迅速に対応できるよう消防署所間の配置距離を鑑み、適正に配置する必要があります。 堺消防署の整備については、現地建替え案も含め、上記の課題を踏まえながら管内における複数の移転候補地を検証した結果、消防本部に隣接する下水道サービスセンター跡地が最も適地であると判断したものです。 第2項（総務部総務課） 移転後の堺消防署の跡地活用については、現在未定であります。今後、本市の関係部局と調整し、市全体で検討していきます。 また、旧市内等において大規模災害等により、すべての橋が通行不能となった場合にあっては、堺区内の東側に配置している三国ヶ丘出張所や旭ヶ丘出張所から消防車両等が出場することにより対応が可能となっています。分署や消防出張所の配置は、消防車両等の到着時間や救急需要なども鑑み堺市全体で検討していく必要があることから堺消防署が適正配置により移転した後に、移転後の効果なども踏まえ、その必要性についても検証していきます。			

番 号	陳情第60号	所管局	消防局
件 名	堺消防署について		
第3項（総務部総務課） 堺消防署の移転候補地である下水道サービスセンターの一部は、南海トラフ地震時の津波ハザードマップによると約30cm未満の浸水想定区域に入っています。 また、堺区の沿岸部においても浸水が想定されていることから、消防局では、津波到達予想時間である約110分の間に実施する「堺市消防局南海トラフ地震津波対応計画」を策定しており、津波が到着するまでに、市民への避難指示などの津波避難対策や消防車両等の安全区域への移動などの消防機能の保持を行うこととしております。 また、津波が想定される地震が発生した際、現行の堺消防署の場合、津波浸水地域で市民へ避難広報するには、一旦、沿岸部に移動したのち避難指示などの広報活動を実施することとなっておりますが、下水道サービスセンター跡地であれば、沿岸部に位置するため、即座に広報活動を実施できるものと考えております。 なお、今後、改修設計を実施するにあたり、自家発電設備などの非常電源装置を津波浸水リスクの少ない最上階に設置して、業務を継続して行えるよう整備していくほか、地震時の耐震強化対策についても調整していく予定です。 大阪府が公表している液状化可能性マップによると、堺区の海側地域のほとんどが液状化の可能性のある地域となっております。しかしながら、堺消防署として改修を予定している下水道サービスセンター庁舎につきましては、建設時の資料によるとボーリング調査の結果に基づき、強度な地質である支持層まで杭が打たれ建設されており、倒壊の恐れはないと考えております。 一方、消防署前の道路が液状化した場合、車両等が出場できない可能性があります。他の消防署及び出張所より応援が来る体制を整備しております。 今回の移転により、消防署所の配置バランスの適正化や大規模津波災害時における市民への迅速な避難誘導及び広報活動のほか、隣接する密集市街地（新湊地区）における火災等へ即応できる体制も確保され、ひいては地域全体の災害対応力の強化を図ろうとするものでありますので何卒ご理解の程よろしくお願いします。			

番 号	陳情第61号	所管局	子ども青少年局
件 名	児童発達支援センターの充実について		
第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しているところであり、今後とも国基準を念頭に置き、適正な職員配置に努めてまいります。 本施設の運営につきましては、現在、指定管理者を5年おきに指定しています。次期指定管理期間の指定につきましても、当該施設の特性を十分に踏まえ、関係課等と調整のうえ、検討していきます。 第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 単独通園につきましては、令和元年度に、4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やしました。 今後も単独通園の回数につきましては、職員配置も含め指定管理者と協議していきます。 第3項（子ども青少年育成部子ども家庭課） セラピストによるリハビリの実施については、園での療育の中での実施時期や回数について、より良いサービスを効率的に提供できるように、引き続き指定管理者と協議していきます。 第4項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 今年度の指定管理料で、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の人件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、今年度4月からジャンボタクシーを増車しました。 また、送迎ルートについても、長時間乗車する園児ができる限り少なくなるように、指定管理者において毎年見直しを行っています。 今後も、通園バスの運行につきましては、安全な運行を確保し、利用される園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、引き続き検討していきます。 第5項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 今年11月、療育中の園児と職員が指導訓練室と園庭の出入りを適宜スムーズに行えるよう、出入口扉の両側から鍵の開閉ができるように改善をしました。			

番 号	陳情第62号	所管局	子ども青少年局
件 名	児童自立支援施設について		

第1項（児童自立支援施設整備室）

堺市立児童自立支援施設の整備計画の中断は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を確保し、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと整備することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討するとしたことによるものです。

引き続き、堺市の子どもたちに必要な支援を行えるよう、受入れ体制の確保について大阪府と十分協議してまいります。

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	老人福祉センターについて		
第1項、第2項（長寿社会部長寿支援課） 人口減少と少子高齢化が急速に進展している今日においては、限りある資源や財源をより有効に活用しながら、持続的な発展をめざしていく必要があります。そうした中、本市の高齢者福祉施設においても、民間活力の効果的な活用や、今後施設に求められる役割や機能を踏まえたスペースや財源の適正配分などを通じて、時代に合った施設のあり方を見直していく必要があると考えております。老人福祉センターにつきましては、今日の社会的背景や、入浴事業の利用者の固定化や浴場設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、公平性のあり方についての観点や、限られたスペースや財源を適正に配分するという観点から、見直しを検討しています。 現在策定を進めている「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（案）」において、各センターの立地特性やニーズを踏まえつつ、高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を中心に機能を強化していくために、入浴事業を廃止し、限られたスペースや財源を配分していくとともに、高齢者だけでなく多世代による活用の可能性について検討していく、という案を示しておりますが、頂いたご意見なども踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。			

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局
件 名	老人福祉センターについて		
第1項、第2項（長寿社会部長寿支援課） 人口減少と少子高齢化が急速に進展している今日においては、限りある資源や財源をより有効に活用しながら、持続的な発展をめざしていく必要があります。そうした中、本市の高齢者福祉施設においても、民間活力の効果的な活用や、今後施設に求められる役割や機能を踏まえたスペースや財源の適正配分などを通じて、時代に合った施設のあり方を見直していく必要があると考えております。老人福祉センターにつきましては、今日の社会的背景や、入浴事業の利用者の固定化や浴場設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、公平性のあり方についての観点や、限られたスペースや財源を適正に配分するという観点から、見直しを検討しています。 現在策定を進めている「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（案）」において、各センターの立地特性やニーズを踏まえつつ、高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を中心に機能を強化していくために、入浴事業を廃止し、限られたスペースや財源を配分していくとともに、高齢者だけでなく多世代による活用の可能性について検討していく、という案を示しておりますが、頂いたご意見なども踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。			

番 号	陳情第 6 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	老人福祉センターについて		
第 1 項、第 2 項（長寿社会部長寿支援課） 人口減少と少子高齢化が急速に進展している今日においては、限りある資源や財源をより有効に活用しながら、持続的な発展をめざしていく必要があります。そうした中、本市の高齢者福祉施設においても、民間活力の効果的な活用や、今後施設に求められる役割や機能を踏まえたスペースや財源の適正配分などを通じて、時代に合った施設のあり方を見直していく必要があると考えております。老人福祉センターにつきましては、今日の社会的背景や、入浴事業の利用者の固定化や浴場設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、公平性のあり方についての観点や、限られたスペースや財源を適正に配分するという観点から、見直しを検討しています。 現在策定を進めている「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（案）」において、各センターの立地特性やニーズを踏まえつつ、高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を中心に機能を強化していくために、入浴事業を廃止し、限られたスペースや財源を配分していくとともに、高齢者だけでなく多世代による活用の可能性について検討していく、という案を示しておりますが、頂いたご意見なども踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。			

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局
件 名	老人福祉センターについて		
第1項、第2項（長寿社会部長寿支援課） 人口減少と少子高齢化が急速に進展している今日においては、限りある資源や財源をより有効に活用しながら、持続的な発展をめざしていく必要があります。そうした中、本市の高齢者福祉施設においても、民間活力の効果的な活用や、今後施設に求められる役割や機能を踏まえたスペースや財源の適正配分などを通じて、時代に合った施設のあり方を見直していく必要があると考えております。老人福祉センターにつきましては、今日の社会的背景や、入浴事業の利用者の固定化や浴場設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、公平性のあり方についての観点や、限られたスペースや財源を適正に配分するという観点から、見直しを検討しています。 現在策定を進めている「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（案）」において、各センターの立地特性やニーズを踏まえつつ、高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を中心に機能を強化していくために、入浴事業を廃止し、限られたスペースや財源を配分していくとともに、高齢者だけでなく多世代による活用の可能性について検討していく、という案を示しておりますが、頂いたご意見なども踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。			

番 号	陳情第 6 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 1 項（1）（2）（生活福祉部国民健康保険課）

平成 3 0 年度からの国保制度改革により、安定的な財政運営や効率的な事業運営のため、財政運営が都道府県単位化されましたが、国民健康保険制度の構造的な問題を解決するような抜本的な改革が行われるまでの間、国民健康保険財政は引き続き厳しい運営を迫られるであろうことが予想されます。そこで、国庫等の公費負担のさらなる引上げ等により、財政基盤のより一層の強化を図られるよう、国に要望しているところです。

また、本年 1 月の堺市国民健康保険運営協議会の答申においては、「被保険者への影響を考慮し、市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見が付されました。本市としては、この趣旨を踏まえ、大阪府に対して、激変緩和措置のみならず、さらなる財政措置を講じるとともに、保険料率の急激な増加については、府内統一保険料率を踏まえ、府において平準化するような仕組みを検討することなどの意見具申を行う等、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいるとともに、保険料水準については、令和 5 年度までは各市町村において独自の激変緩和措置を実施できることとされていますので、基金からの繰入れなどにより、急激な負担増が生じることのないよう、対応してまいります。

均等割については、国民健康保険法施行令において、被保険者均等割額は、被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められていることから、子どもを含む世帯に属する被保険者全員に対して賦課しています。なお、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援について、国に要望してまいります。

第 1 項（3）（生活福祉部国民健康保険課）

一部負担金の減免については、本市では、平成 3 0 年度から府内統一基準に合わせて実施しています。

平成 2 9 年度までは、減免対象となる世帯の基準として入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。

一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、市民目線に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めてまいります。

番 号	陳情第 6 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（ 4 ）（生活福祉部国民健康保険課） 国民健康保険法に基づき、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められるときは、市町村の判断により、被保険者証を交付できることとなっています。 平成 2 1 年 1 月 2 0 日付け国通知においては、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合は、特別の事情に準ずる状況にあると考えることから、緊急的な対応として、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができると示されています。 本市においても、法令や通知に基づき、個別の事情を十分に聴き取りしたうえで、短期被保険者証の交付を判断しています。			
第 2 項（ 1 ）（長寿社会部介護保険課） 本市におきましては、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。これにつきましては、平成 3 0 年度から収入要件を 1 人世帯では 1 2 0 万円以下から 1 5 0 万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。 介護保険の利用料につきましては、その負担が余り高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。			
第 2 項（ 2 ）（長寿社会部地域包括ケア推進課） 堺市では、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）においても、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施しています。			
第 2 項（ 3 ）（長寿社会部介護保険課） 介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い大幅な改定を余儀なくされており、団塊の世代が全て 7 5 歳以上の後期高齢者となる 2 0 2 5 年に向けて、さらに大幅な上昇が見込まれています。 本市におきましては、介護保険制度の安定的な運営を図るため、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第 1 号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対して引き続き要望してまいります。			

番 号	陳情第 6 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 3 項（生活福祉部医療年金課）

子ども医療費助成制度につきましては、平成 2 2 年 7 月から、所得制限を撤廃した上で、入院・通院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡充し、平成 3 1 年 4 月からは、さらに 1 8 歳（1 8 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日）まで拡充いたしました。

なお、一部自己負担額につきましては、平成 1 6 年 1 1 月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1 医療機関当たり月 2 日を限度に各日 5 0 0 円までの負担をいただいております。

平成 1 8 年 7 月診療分からは、1 か月当たりの負担限度額を 2, 5 0 0 円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき 1 か月当たり 2, 5 0 0 円を超える場合においても、申請により 2, 5 0 0 円を超えた分については還付させていただいております。

また、平成 3 0 年 4 月診療分からは、月額上限額を超えた際に、対象者へ還付手続きをご案内のうえ口座登録をしていただき、以後、2, 5 0 0 円を超えた分を自動償還することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

第 4 項（1）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）

本市では、障害のある方の暮らしの場として、住み慣れた地域で生活し続けていただけるよう、グループホームの量的な拡大と、重度障害者も利用できるようグループホームの機能強化を進めているところです。

量的な拡大については、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして市独自の整備費の加算を行っているほか、法人が既存物件を活用して開設する際の改修工事費用、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対してそれぞれ補助を行い、支援策を講じています。

機能強化については、地域における重度障害者の暮らしの場を確保するため、強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方など、重度障害者を受け入れるグループホームを行う事業所に対し、生活支援員の増員及び看護職員の配置に対して補助を行う「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施しています。

また、重度障害者の地域での生活を支えるショートステイにおいても、強度行動障害や重度心身障害がある方、医療的ケアを必要とする方を受け入れた場合に加算を実施するなどの機能強化を図っているところです。

今後とも、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めてまいります。

番 号	陳情第 6 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 4 項（2）（健康部精神保健課）

精神障害に関する医療費公費負担制度は、通院医療に適用される自立支援医療費（精神通院医療）の制度があります。また、精神障害者保健福祉手帳の 1 級を取得されている方は、障害者医療の制度を受けることができますが、いずれの公費負担制度も精神病床への入院には適用されません。

精神疾患により入院医療が必要な時は、経済的理由で入院を躊躇すること無く、できるだけ早期に適切な医療を受けることができれば、症状の悪化を軽減し、長期入院の予防が期待できます。このことを踏まえ、精神障害者福祉に関する大都市の会議において、課題として取りまとめ、各都市が一体となって、自立支援医療費の制度に一定期間の入院に係る医療費についても、対象とするよう、国へ要望をしているところです。

今後も、引き続き国へ制度整備を要望していくとともに、精神障害のある方に適切な医療の提供が確保されるよう取り組んでまいります。

第 5 項（1）（健康部健康医療推進課）

特定健康診査については、「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とし実施しています。平成 3 0 年 4 月から、国民健康保険の都道府県広域化によって、健診に要する費用を無償で実施しています。

また、がん検診は、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められている検査方法で、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの各種がん検診を実施しております。

上記 5 つのがん検診につきましては、健康寿命を延伸するための施策の一つとして、平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの 2 年間を、がん検診の受診促進強化期間と位置付けて、無償で受診していただけるようにしております。

成人歯科検診につきましては、今年度から対象年齢を拡大し、7 1 歳から 7 4 歳までの市民を対象に口腔機能チェックを含めた歯科検診を実施しており、この年齢の方には、令和 3 年 3 月末までの期間、無償で受診していただけるようにしております。

無償化の拡充につきましては、受診者数の状況などを勘案し、検討してまいります。

今後も、これらの事業を含め、市民の健康寿命の延伸に向けた取組を総合的に進めてまいります。

番 号	陳情第 6 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 5 項（2）（健康部健康医療推進課） 各種検診につきましては、医師会や歯科医師会の協力を得て実施しており、市内の多くの協力医療機関で受診できます。加えて、胃がん、肺がん、大腸がんの各種がん検診につきましては、検診車が、地域の会館や小学校に出向いて検診を実施しております。 今後も、受診者数の状況をみながら、検診を受けやすい環境づくりに取り組んでまいります。 第 6 項（1）（生活福祉部生活援護管理課） 生活保護の相談を受けた窓口が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については、保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。 第 6 項（2）（生活福祉部生活援護管理課） 人員配置については、適正な生活保護の実施を行うため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めてまいります。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施するとともに、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど法令遵守の丁寧な窓口対応に努めております。			

番 号	陳情第 6 7 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課） 保育士への処遇改善については、国制度において、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。 また、本市独自の運営補助金では、国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上などの就業環境改善によって、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境づくりに努めています。 なお、国に対しては、保育士の抜本的な処遇改善を国の責務においても実施するよう要望しているところです。 市では今年 1 0 月から実施している国の幼児教育・保育の無償化や市独自の多子軽減施策の実施も見込み、平成 3 0 年度から 4 年間で過去最大規模の 3, 6 0 0 人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。 待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきました。今後は市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用するなど、効果的な受け入れ枠の確保に努め、待機児童の解消を図っていきます。			

番 号	陳情第67号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第8項（総務部学務課） 就学援助については、厳しい財政状況が予想される中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施していますので、ご理解をお願いいたします。 第9項（学校管理部保健給食課） 現在本市の中学校では、選択制での学校給食を実施しています。 今後、全員喫食の導入に向け、安全・安心な中学校給食の提供を第一に、実施方法等について検討しています。 また、給食費については、学校給食法に基づき、食材料費として保護者の方々からご負担いただいております。引き続き、子どもたちに必要な栄養価を充足するとともに、安全・安心で栄養バランスのよい給食の提供に努めますので、ご理解願います。 第10項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。 事業者の選定にあたっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定しています。 指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。 活動場所の確保に向けては、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるよう努めていきます。			

番 号	陳情第68号	所管局	環境局
件 名	環境施策について		
(環境事業部環境業務課) 陳情内容につきまして、陳情者である石川氏（以下「甲」）には、堺市ごみ収集要綱（以下「要綱」）及び事前協議の手続きについて、説明を行い、本件のような内容については、甲ご自身が本市に足を運んでいただく必要はなく、開発者であるダイワハウス（以下「乙」）自身が責任を持って本市と協議、対応すべき内容である旨をご説明させていただきました。なお、甲が来庁された当日に市から本件事前協議に係る乙の代理人に対して、乙から甲へ行った誤った説明に対する訂正及び要綱第6条1項に基づき、甲の要望であるごみ置き場の位置の変更について、誠実かつ確実に協議を行うよう指導いたしました。また、後日、甲が来庁され、本陳情書が提出された翌日にも、乙に対し甲と誠実かつ確実に協議を行い、ごみ置き場の位置の変更について再検討するよう指導いたしました。 1. 本市から、開発者である乙に対して、要綱第6条1項に基づき、周辺住民である甲とごみ置き場の位置について、誠実かつ確実に協議を行うよう指導いたしました。 2. 事前協議において提出された図面等及び本陳情の内容をもって要綱第9条の改善指導の対象となるものではありませんが、前回答に付随し、開発者である乙に対して、甲と協議の上、ごみ置き場の位置の変更について検討するよう指導いたしました。 3. ごみ置き場の位置については現状の位置以外であっても要綱に照らし合わせ、問題がなければ変更は可能であるため、開発者である乙より、変更の申し出があればその都度、要綱に基づき協議を行い判断いたします。			

番 号	陳情第 6 9 号	所管局	建築都市局
件 名	大和川高規格堤防整備事業について		
(都市整備部高規格堤防推進室) 国の直轄事業である高規格堤防整備事業は、盛土工事期間中、地権者はいったん区域外に仮移転し、盛土工事完了後に元の位置に戻るため、二度の移転が必要となります。 しかし、土地区画整理事業と一体的に整備することにより、換地手法を用いた土地の交換・分合・再配置が行え、一度での移転が可能となり、地権者の移転負担の軽減、事業期間の短縮や事業費の縮減が期待できます。そのため、三宝地区や錦西・錦綾地区については、土地区画整理事業などと一体的に実施することとし、地権者の皆様のご協力のもと、平成 21 年から勉強会、現地視察会、個別相談会、状況報告会、事業説明会等を国や市、関係事業者とともに実施してきました。 大和川左岸（三宝）土地区画整理事業については、平成 29 年度に UR 都市機構を施行者として事業着手しており、令和 11 年度に換地処分、令和 16 年度に事業完了を予定しています。 事業実施にあたり、地権者の方々より早期実施・早期移転、土地を買い取ってほしい旨の声が多く寄せられたことから、地権者の方々の移転負担の軽減や事業進捗を図るため、UR 都市機構及び本市において次の 2 つの施策を実施しています。 ・ 早期に一度での移転が可能となるよう市有地等を土地区画整理事業区域内に確保し、先行移転街区として整備を行い、当街区への移転を選択された方へ換地する。 ・ 100 平方メートル未満の小規模な宅地の所有者で本市への売却を選択された方の土地の買取りを行う。 なお、事業に伴う建物等移転補償金に関しましては、他の公共事業と同様、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき、公平・公正に算定しています。 また、公営住宅のあっせんや高規格堤防特別区域内の不動産取得税や固定資産税の税制特例措置などもあります。 本事業は、本市の治水安全度の向上と災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるにあたり、大変重要です。今後も、住民・地権者の方々のご理解を得ながら進めていきます。			

番 号	陳情第70号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第1項（交通部公共交通課）

ご要望について、南海バス（株）にお伝えしたところ、「乗務員不足をはじめとする現状の厳しい運営環境から鑑み、新規路線として開設する予定は今のところございません。また現在泉ヶ丘駅～津久野駅前間を運行するバス路線についても、例えば「途中で鳳駅前を經由」または「起終点を津久野駅前から鳳駅前に振り替える」等考えられますが、いずれの場合も現在ご利用いただいているお客さまへの影響が大きく、かつこれに見合うだけの事業性・採算性が不透明なことから、極めて慎重な判断が必要となっておりまいますため、参考意見として賜るに留めさせていただきます。」との回答がありました。

市としましては、泉ヶ丘駅周辺の活性化の進捗や鳳駅前バスターミナルの供用開始に伴う影響等を注視しながら、ご要望の内容について事業者に働きかけていきます。

第2項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）

おでかけ応援バスは、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートした制度であり、その後、平成25年度から公共交通の利用促進及び路線バス網の維持確保という観点を踏まえ、利用対象日の拡充を図ってきています。

おでかけ応援バスにつきましては、高齢者の利用増もあり、本市でのバス利用者数が横ばいを示している状況を踏まえて、利用対象者を「65歳以上の高齢者」としています。

なお、身体障害者または知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。

今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取り組みについて検討していきたいと考えております。

また、妊婦については、ご自身のからだの変化や状態に合わせて外出の可否や交通手段を選択されることから「おでかけ応援バス」を適用することは考えておりません。

第3項（交通部公共交通課）

ご要望について、南海バス（株）にお伝えしたところ、「当社路線バスにおける直通乗継制度は、元来1つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用されているお客さまの負担が増えないように導入したものです。現在、当該制度が残っている以外の路線にそのような経緯は無く、また仮に導入したとしても、減収分を補う原資が無いことで営業収支の悪化が見込まれるため検討はいたしかねます。」との回答がありました。

おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してもバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害児施策の充実について		
第 1 項（学校教育部支援教育課） 今後の本市における支援学校を含む特別支援教育の方向性については、国や府の動向、特別支援教育における府と市の役割分担を踏まえ、引き続き検討します。 第 2 項（学校教育部支援教育課） 今年度は、多目的ホールの空調設備の充実を図りました。今後も、在籍数及び学級数等に配慮しよりよい教育環境を整えていけるよう、関係課とも連携し研究します。 第 3 項（学校教育部支援教育課） 府立支援学校高等部の通学区域割は、大阪府教育庁から示されるものです。本市としましては、本市から府立支援学校高等部に通う生徒の状況をふまえ、堺市在住の在籍生徒の通学時間が少しでも短くなるよう、府教育庁に対し府立支援学校高等部の通学区域割の検討を要望しています。 第 4 項（学校教育部支援教育課） 市独自の加配教員の配置については難しい状況です。介助員配置の充実を含め、今後も、支援学級の学級運営を支援していきます。 第 5 項（学校教育部支援教育課） 現在、小学校に 2 4 教室、中学校に 3 教室の通級指導教室を設置しています。通級指導教室の利用状況に応じて、教室の増設を含め、通級による指導の充実を図ります。 第 6 項（学校教育部支援教育課） 介助員配置については、各学校の状況に応じて、支援教育サポーターや合理的配慮協力員等の配置も含め、障害のある児童生徒への支援につながるよう検討します。なお、介助員の研修等の機会は年 2 回設けていますが、今後もその内容の充実に努めます。			

番 号	陳情第72号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第1項、第2項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 児童数について、登録時に調査した週の利用希望日数を基に算出していますが、その根拠としては、平成26年5月30日雇児発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の通知内の「支援の単位」の内容に基づくものです。 なお専用区画の面積は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上を確保しています。 今後も、支援単位に応じて指導員を配置するとともに安全安心な活動が確保できるよう対応していきます。 第2項（1）（学校管理部施設課） 改築校舎については、冬期休業中に移転を行い、令和2年1月からの供用開始を予定しています。また、のびのびルームについては、令和2年度から北校舎での供用開始を予定しています。 第2項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 校舎改築工事に係るのびのびルームの移転は、改築工事の進捗状況に応じ、利用児童への影響が最小限となるよう進めていきます。			

番 号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

指導員の配置は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）」に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、安全安心な活動が確保できるよう対応しています。

また、活動場所の確保に向けては、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるよう努めています。

第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

各ルームの定員設定については、国の基準に従い算出していることから、現在のところ計算方法を変更する予定はありません。

本市の放課後児童対策事業は、専用教室に加え、本事業の開設時間帯に専ら使用できる共用教室を確保することにより、条例に基づく児童1人当たりの面積基準を順守しています。

第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。

指導員の資質向上については、業務仕様書において服務規律や児童との接し方や遊び、障害児童への理解と対応、家庭・地域・学校との連携、安全衛生管理、児童の人権擁護、AEDの使用やアレルギー等の救急救命等の研修を各事業者を実施するよう求めています。

また、指導員の研修については、平成27年度から大阪府が「放課後児童支援員認定資格研修」を行っており、本市としても計画的な受講を進めるとともに、運営事業者においても業務仕様書等に定める研修を実施しており、指導員のスキル向上を図っています。

第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会における会議は、「堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則」により、審議、検討又は協議に係る未だ検討段階にある情報について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性等の確保の観点から、非公開としています。

第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策事業の運営は市の事業として条例に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。

事業者の選定にあたっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定しています。

また、本市は各受託事業者に対し契約の締結に当たり、労働関係・社会保険関係の法令等を遵守し、業務従事者に対し使用者としての責任をすべて果たすよう求めています。

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 7 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本市では、運営状況を把握するため、平成 2 9 年度と平成 3 0 年度に利用保護者を対象としてアンケートを実施しています。利用保護者によるルームの利用に関する評価は、各ルームとも「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせておおむね 8 割以上となっており、事業運営については円滑に運営できているものと判断しています。結果については本市ホームページにて公表しています。 また、令和元年 8 月には全利用保護者を対象にアンケートを実施し、現在自由記述欄を含め、集計作業を行っており、まとめ次第本市ホームページ上で公表します。			
第 8 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 各事業者の業務の履行確認については、毎月ごとに業務完了報告書の提出を求め、仕様書及び提案書に基づく実施の内容の点検、確認を行っています。また、本市職員によるルーム巡回によって、現地での履行確認も行っています。			
第 9 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していくべき必要があると認識しています。 現在、事業の統一に向けて、放課後ルームを順次のびのびルームに移行しています。			

番 号	陳情第 7 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第 1 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童支援員の配置については、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、支援の単位ごとに 2 人以上（ただし、その 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としており、国の定める基準と同等となっています。

また、のびのびルームの業務の実施時間内には、必ず主任指導員もしくは副主任指導員（准主任指導員）のどちらか 1 人を常時配置することを、業務仕様書で運営事業者に求めています。

第 2 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。

事業者の選定にあたっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定しています。

第 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

活動場所の確保に向けては、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるよう努めていきます。

番 号	陳情第 7 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 1 項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 平成 3 1 年度（令和元年度）における共用教室の使用日数について、4 月当初から 9 月末までの業務日誌をもとに確認したところ、生活科ルーム 2 は 1 1 1 日、少人数教室は 2 9 日、会議室は 3 日となっています。 なお、平成 3 1 年度（令和元年度）の 4 月当初から 9 月末までの間において、生活科ルーム 2 と少人数教室を同時に使用した日は 2 1 日、生活科ルーム 2 と少人数教室、会議室を同時に使用した日は 1 日となっています。 第 1 項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 平成 3 1 年度（令和元年度）の国庫補助申請は、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け子発第 0 3 2 9 号厚生労働省子ども家庭局長名発出の「放課後児童健全育成事業」の実施について」の通知に基づき行います。 第 1 項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 学校の活動に支障のない範囲で施設及び設備の整備に努めています。 第 1 項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 支援の単位ごとに 2 人以上の放課後児童支援員（ただし、その 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）を配置するものとしています。 第 2 項（1）（学校管理部保健給食課） 令和 2 年 4 月に堺市立百舌鳥小学校へ入学予定の新 1 年生のための就学時健康診断の対象者は、令和元年 1 0 月 1 日現在、1 2 9 人です。 第 2 項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 百舌鳥小学校ののびのびルームと放課後ルームの来年度の利用申込者数については、1 1 月末現在、来年度の申込受付期間中であるため、お答えすることができません。 第 2 項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 百舌鳥小学校ののびのびルームと放課後ルームは、専用教室の他、放課後に活動できる共用教室を確保することにより、より多くの児童が利用できるよう努めていきます。			

番 号	陳情第 7 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 3 項（１）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 平成 3 1 年度（令和元年度）の百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置指導員定数は、4～9 月が 1 0 人、加配指導員必要認定数は、4 月は 8 人、5、6 月は各月 6 人、7～9 月は各月 8 人となっています。			
第 3 項（２）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 百舌鳥小学校のびのびルームについて、平成 3 1 年度（令和元年度）の 4～9 月に基本配置指導員数が充足していない日はありません。 また、土曜日を含む月別の開設日数及び加配指導員配置不足日数については次のとおりです。 平成 3 1 年 4 月の開設日数は 2 4 日、5 人不足日数は 3 日、6 人不足日数は 2 日、7 人不足日数は 6 日、8 人不足日数は 9 日です。 令和元年 5 月の開設日数は 2 2 日、2 人不足日数は 3 日、3 人不足日数は 3 日、4 人不足日数は 2 日、5 人不足日数は 5 日、6 人不足日数は 6 日です。 令和元年 6 月の開設日数は 2 5 日、4 人不足日数は 4 日、5 人不足日数は 6 日、6 人不足日数は 9 日です。 令和元年 7 月の開設日数は 2 6 日、6 人不足日数は 5 日、7 人不足日数は 6 日、8 人不足日数は 1 1 日です。 令和元年 8 月の開設日数は 2 6 日、7 人不足日数は 1 0 日、8 人不足日数は 7 日です。 令和元年 9 月の開設日数は 2 3 日、3 人不足日数は 1 日、5 人不足日数は 2 日、6 人不足は 7 日、7 人不足は 3 日、8 人不足は 6 日です。			
第 3 項（３）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員配置については、まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考えており、当該日に出勤している指導員全員でルーム運営をしています。			
第 3 項（４）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。			
第 4 項（１）（４）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 活動場所の確保については、学校と連携を図っていきます。			
第 4 項（２）（学校管理部施設課） 百舌鳥小学校の改築校舎は、令和 2 年度から供用開始予定です。			

番 号	陳情第 7 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 4 項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 学校における来年度の教室配置案の策定状況を踏まえ、協議していきます。 第 4 項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 「第 2 期未来をつくる堺教育プラン」に基づき、就労支援であるのびのびルームへの制度統一化を行うため、放課後ルームをのびのびルームに移行していきます。 第 5 項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課） 通常の委託契約では業務期間は 1 年間が原則となっていますが、本事業については、指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮して、3 年間の契約としています。 第 5 項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課） プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会における会議は「堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則」に基づき、審議、検討又は協議に係る未だ検討段階にある情報について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性等の確保の観点から、非公開としています。 第 6 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） のびのびルーム・放課後ルームは、卒業式の日から終業式の日までの期間は放課後から、春休みの期間のはのびのびルームが午前 8 時から、放課後ルームは午前 9 時からの開室となります。			

番 号	陳情第76号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。

事業者の選定にあたっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定しています。

委託契約においては、単年度での契約が原則となっていますが、本事業の委託契約は、事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間としています。

なお、本市では、運営状況を把握するため、平成29年度と平成30年度にアンケートを実施しています。利用保護者によるルームの利用に関する評価は、各ルームとも「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせておおむね8割以上となっており、事業運営については円滑に運営できているものと判断しています。

また、令和元年8月には全利用者を対象にアンケートを実施しており、現在、集計作業を行っています。結果については後日、本市ホームページに公表する予定です。

第2項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置しています。

また、指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めていきます。

第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

児童数については、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しています。

設備等で合理的に改善できる事項について、検討の上取り組んでいきます。

第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

AED（自動体外式除細動器）については、学校内に設置しているAEDを使用することとなっています。

第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点からの一部負担金額を設定し、保護者にも当該事業運営に係る費用の一部を負担いただいています。

放課後児童対策事業の一部負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。

令和元年 第6回市議会(定例会)陳情回答綴

令和元年 12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-19-0059
